

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年12月13日)

【件名】

- 1 社会福祉法人「やず」に対する改善措置命令の現況について
(行政監察・法人指導課、福祉保健課) …… 1
- 2 社会福祉法人「やず」に係る鳥取県介護基盤緊急整備事業の検証結果について
(行政監察・法人指導課、長寿社会課) …… 4 1

総務部・福祉保健部

社会福祉法人「やず」に対する改善措置命令の現況について

行政監察・法人指導課
平成 25 年 12 月 13 日

社会福祉法人「やず」から、平成 25 年 11 月 5 日、改善措置報告書が提出されましたが、命令に対する回答が不十分と判断されることから、11 月 20 日に不十分な事項を示して改めて回答を求めたところ、12 月 4 日に再報告がありました。
については、現時点における改善措置状況の概要と今後の県の対応を報告します。

1 改善措置状況の概要と評価

(1) 改善措置状況の概要

補助対象外経費に充当された補助金の返還や工事関係者への不適正な現金支出の回収など、概ね改善が認められるものがある一方、関連会社との土地の賃貸借や加工業務の委託など、未だ実態解明が不十分で、責任の所在が明らかになっていないものがある。

(2) 個別事案に対する評価の概要 …別紙のとおり

2 今後の対応

改善措置命令に対する法人からの改善報告は今回の再報告でも不十分と判断されるため、当面、引き続き、不明な点について更に説明を求め、改善措置命令の一環として指導を継続する。

【主な未解明事項】

(1) 関連会社甲との土地の賃貸借

ア 関連会社甲が有していたとされる借地権

- ・関連会社甲が当該地の借地権(地上権又は土地賃借権)を有していたため、理事長は関連会社甲に安価で土地を譲渡したと主張するが、主張の前提となる借地権の存在根拠が不明なまま。
- ・当該地が無償の使用貸借であったとすれば、関連会社甲の権利性は低く、理事長が当該地を譲渡する必然性が薄まり、理事長は法人に低額で賃貸又は譲渡を行う余地があったことになる。

イ 賃借料の改定額

- ・不動産鑑定に基づき賃借料を 30%減額(駐車場部分は月額 20 万円を月額 14 万円に改定)するとされるが、改定額の基となる鑑定評価には未利用の建物価格(10,700 千円)や減価償却費等の維持費(年額:2,077 千円)が含まれており、鑑定に当たっての前提条件等の適正性に疑問がある。

(2) 関連会社丙への食材加工料支出

ア 私印による覚書に基づく支払

- ・丙社との取引根拠とされる「覚書」については、理事長も認識しており、支払い義務があると主張するが、代表権なき元専務理事による無権代理行為であり、理事会の追認もないため無効と解されることから、法人の支払い義務に疑問がある。
- ・仮に、関連会社丙に人件費等の必要経費が生じていたとしても、その経費を法人が負担する理由はなく、原因者(元専務理事等)が負担すべき。

イ 食材加工の実態

- ・食材調達一元化前後を比較して、丙社にどのような加工業務が加わり、法人ではどのような加工業務が削減されたのか不明。

(3) 役員の責任

- ・上記(1)、(2)の実態及び個々の役員の関与の度合いを明らかにした上で、不適正事案に関係した役員の責任を個別に明確にするべき。

3 参考（これまでの経過）

月日	事項	概要
9月4日	業務改善命令	法人に対して、不適正事案の実態解明や役職員の責任の明確化などについて業務改善命令を発出。
11月5日	改善措置報告書提出	法人から改善措置報告書が提出されるが、不適正事案の実態解明や役職員の責任の明確化などについての報告内容が不十分。
11月7日	常任委員会報告	福祉生活病院常任委員会で、実態解明、役職員の責任の明確化などが不十分であるとして、再度、具体的な報告を求めることを説明。
11月20日	再報告の要求	○再報告を求めた事項 ①関連会社との土地の賃貸借の実態解明、②食材加工の実態解明、③当時の役職員の関与の状況、役職員の責任の明確化。
12月4日	再報告書提出	県が再報告を求めた事項について、法人の見解、考え方が示される。

個別事案に対する評価の概要

項目	法人の回答(要約)	県の評価等
1 理事長が取締役で、理事長親族の副理事長(当時、評議員)が代表取締役を務める関連会社甲と締結した土地の賃貸借契約	<p>○借地権の存在と法人の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(借地権の根拠となる、)契約書、地代領収書は存在しない。 ・消滅した地上権の存在根拠を改めて尋ねる意図は何か、解せない。 ・理事長が借地権者を無視して当法人に直接売却する方式や無償或いは安価で貸す方式は、法的に実現不可能な案である。 ・本事案に対する県の指摘は、誤解に基づくものと思料される。 <p>○権利全体(土地・建物)の取得見込額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地価格は、3,300万円～4,000万円。建物は、2棟約2,000万円程度で本件物件全体で当時、5,000万円～6,000万円と見込まれていた。(今回の鑑定書でも、解体建物1棟を除外した土地建物合計で3,790万円と評価。) ・本件物件を市場価格で購入しようとするれば、多大な費用が見込まれていた。 <p>○改定額の適正性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料が著しく高いという事実はないが、不動産鑑定の結果、適正額は契約額に対して7割相当の結果が出たので、契約金額を見直し30%減額して11月1日より月額20万円を月額14万円に改定する。 ・理事長に特に安価で甲に底地を売却してもらい、法人の負担が最低限抑えられるよう賃貸借の方式をとった。 ・一般の通常取引価格で法人が関連会社甲と本件賃貸借をすること自体が不当とされるのか。そうであるなら、理由を説明されたい。 <p>○役職員の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長の責任問題が生ずることはない。 ・(関連会社甲と賃貸借契約を締結せざるを得なかったことについては、)外部状況の変化による計画変更は、一般に間々あることで、直ちに、理事の善管注意義務違反に直結しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者に対抗力のある借地権(地上権又は土地の賃借権)の存在根拠に疑義がある。 ・当該地は理事長と関連会社甲との間の無償の使用貸借関係であったと考えられる。 ・関連会社甲の権利性は低く、理事長が関連会社甲に売却することなく、法人に低額で賃貸又は譲渡を行う余地があったことになる。 <p>・取得に多大な費用が見込まれる理事長所有の工場跡地を事業用地に選定した必然性に疑義がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定に基づき賃借料を30%減額(駐車場部分は月額20万円を月額14万円に改定)するとされるが、改定額の基となる鑑定評価には未利用の建物価格(10,700千円)や減価償却費等の維持費(年額:2,077千円)が含まれており、鑑定に当たったの前提条件等の適正性に疑問がある。 ・当該地の選定理由は、理事長所有地の活用による法人の経済的有利性にあったと理解しているため、理事長が関連会社甲に売却後、結果的に通常の市場価格で賃貸している現状は不自然。 <p>・進入路として利用できるか未確認の状況で土地の追加取得を行い(平成22年2月10日)、直後に隣接土地所有者に進入路利用に難色を示され(平成22年2月15日)、関連会社甲と当該地の賃貸借契約を締結せざるを得ない状況を招いた役員の責任が明確にされていない。</p>
2 理事長親族の副理事長(当時、評議員)が取締役を務める関連会社丙に対する加工業務の委託	<p>○契約の検証(平成18年の覚書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会議決も得ていない私印による覚書には疑義がある。このような行為は、法人に損害を与えた疑念があり、専務理事の責任は重たい。 ・私印による覚書には疑義があるが、丙社の納入による商品調達に安全確保、調理作業と事務の効率化、発注商品の契約履行は事実であり、支払い義務はある。 <p>○食材加工の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工料としていたものは、加工、仕分け(日々の商品別仕分け作業)、事務手数料(丙社一元化による取次の受注・発注事務、日次納品請求管理事務、月次請求事務)、運搬費を考慮し設定したもの。 ・県の指摘に基づき検証した結果、加工不可能なものにも手数料が支払われていることを確認した。 ・食材加工は実際に行われ、対価は発生している。 ・再調査の結果、生魚の下処理と冷凍魚のドリップ処理は実際に行われていた。 <p>○役職員の責任の所在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・覚書があったことは理事長は認識しており、理事長は理解しやすく説明責任が果たせる契約にするよう指導を続けていた。 ・不適正な状態が長期間放置となった責任は、理事長、元専務理事にある。 ・加工実態のない納入商品に支出した手数料から事務手数料等を考慮して損害賠償請求額を算定し、丙社と元専務理事に損害賠償請求を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・丙社との取引根拠とされる「覚書」は、代表権なき専務理事との私印による無権代理行為で、理事会の追認もないため無効と解され、法人に支払い義務は生じていないと考えられる。 <p>・食材調達一元化前後を比較して、丙社にどのような加工業務が加わり、法人ではどのような加工業務が削減されたのか不明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法(魚介類等の加工販売)の許可日(平成25年3月22日)以前には、丙社は生魚の下処理等を伴う加工販売はできないはずであるため、法人の再調査結果は疑問。 <p>・覚書があったことを理事長は認識していたにも関わらず、責任の明確化が不十分。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態解明が不十分なため、法的責任が明確になっていない。 ・仮に、関連会社丙に事務手数料等の経費が生じていたとしても、その経費を法人が考慮する必要はなく、原因者(元専務理事等)が負担すべき。

項目	法人の回答(要約)	県の評価等
3 施設整備補助金の補助対象外経費への充当	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関(町)の返還命令に従い返納することを町に回答した。 	○概ね改善
4 経理区分間の不適正な会計処理	<ul style="list-style-type: none"> 経理区分間繰入金で貸付金額を減少させ、履行可能な償還年限として最大15年を設定して計画的に償還する。 	○概ね改善 法人から提出された清算計画の実行について、継続的に指導する。
5 不適正な現金支出等	<ul style="list-style-type: none"> 工事関係者へのお祝金支出等については、法人自らが不適正支出を認め、工事関係者等から現金を回収済み。 タクシーチケットの使用については、理事長が使用した使途が不明なものは返還済み。 	○概ね改善
6 総括	<p>○責任の所在と役職員の責任の追及</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の賃貸借契約については、違法不当な点はなく、役職員の責任問題は生じない。 理事長においては、事態を重く受け止め、法人運営の最高責任者として、責任を明確にする。 理事7名のうち4名が交代、監事3名のうち2名が交代し、評議員の16名のうち3名が交代する。 弁明機会の付与通知(平成25年8月9日)を受け、理事長の自発的申出により、3ヶ月分の報酬(減給30%)を減給して責任を明確にした。 新任開始後も(平成25年11月8日)、理事長の自発的申出により、5ヶ月間の報酬減給(減給30%)の継続を理事会に申し出て了承された。 理事長は、改善の促進と適正な法人運営の早期実現に全力を尽くすため続投するが、改善と適正化の目途が見えたら出処進退を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不適正事案を全容解明し、個々の役員の関与の度合いを明らかにした上で、不適正事案に関係した役員の責任を明確にする必要がある。 旧理事3名が留任し、理事長が再任されているが、この体制で旧体制が招いた不適正事案について、十分な実態解明と改善が図られるか疑問がある。

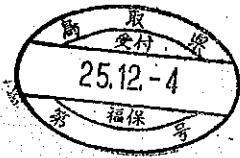
社会福祉法人「やす」に対する改善措置命令の現況について

改善命令事項(9月4日)	法人の改善報告要約(11月5日)	再報告要請事項要約(11月20日)	法人の再報告要約(12月4日)	県の評価
<p>1 理事長自身も取締役で理事長の親族である副理事長(当時、評議員)が代表取締役を務める関連会社甲と締結した土地の賃借借契約について、施設整備の計画から賃借契約に至った経緯に不透明な点が多く、当該賃借契約の締結に関して、著しく高額な賃借料が設定されるなど、適正かつ妥当な契約締結とは言い難いので、賃借料の金額を見直しするなど適正かつ妥当な契約内容に改めること。</p> <p>また、この契約締結によって法人に損害が発生していると考えられるため、法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。</p> <p>更に、このような賃借借契約を締結するに至った役職員の責任を明確にすること。</p>	<p>○県の指摘に対する法人の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業案に対する県の指摘は、誤解に基づくものと思料される。 ・理事長が借地権者を無視して当法人に直接売却する方式や無償或いは安価で貸す方式は、法律的に実現不可能な案である。 <p>○賃借借契約の締結の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件土地の権利全体(底地所有権と地上借地権)を取得するには多大な費用を要する。 ・理事長に特に安価で甲に底地を売却してもらい、法人の負担が最低限に抑えられるよう賃借借の方式をとった。 	<p>○地上権の存在等の確認</p> <p>① 関連会社甲が有している地上権の存在根拠について、理事長と甲との地上権設定契約書、地代の支払いが確認できる書類等の提出と再度の見解。</p> <p>② 多大と判断した権利全体の取得費用について、合理的で客観的な資料に基づいた見込額の報告。</p>	<p>○地上権について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(借地権の根拠となる、)契約書、地代領収書は存在しない。 ・借地権者の甲を無視して法人と理事長が直接売買・賃借することを考えることは無意味であることは、先の改善報告で指摘したとおり。 ・消滅した地上権の存在根拠を改めて尋ねる意図は何か、解せない。 <p>○権利全体の見込額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地価格は3,300万円～4,000万円。建物1棟の経年償却後の現価は2,000万円を下らない。よって、本件物件全体では、当時、5,000万円～6,000万円と見込まれていた。 ・ちなみに、今回の鑑定書では、解体撤去された建物1棟を除外した土地建物合計が、3,790万円と評価されている。 ・本件物件を市場価格で購入しようとする場合は、多大な費用が見込まれることは明白。 	<p>・地上権設定契約書、地代領収書等が存在しないのであれば、当該地は理事長と関連会社甲との間の無償の使用賃借関係であったと考えられ、第三者に対抗力のある借地権(地上権又は土地の賃借権)は存在しなかったことになる。</p> <p>・借地権が存在しないとすれば、関連会社甲の権利性は低く、理事長が関連会社甲に土地を売却する必然性が薄まり、法人に底額で賃借又は譲渡を行う余地があったことになる。</p> <p>・当初から理事長所有の工場跡地を利用する計画であったが、なぜ、取得に多大な費用が見込まれる当該地を選定する必然性があったのか疑義がある。</p> <p>・当初より理事長の関連会社甲と有利な交渉を行う余地がないとすれば、事業を進めた法人運営に問題がある。</p>
<p>○賃借借契約の見直しと損害の回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料が著しく高いという事実はないが、不動産鑑定の結果、適正額は契約額に対して7割相当との結果が出たので、契約金額を見直し30%減額して11月1日より月額20万円を月額14万円に改定する。 ・本件契約により法人に損害は発生していない。 	<p>③ 利用見込のない建物の価格と必要経費を含めて賃借料が算定されているが、改定額が真に適正な金額であると評価できるのか、その根拠と見解。</p> <p>不動産鑑定評価に基づく価格が「法人の負担が最低限に抑えられた」額と理解しているのか、再度、検証した上での見解とその根拠。</p>	<p>○賃借借契約の議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画は2年以上前から議論され、理事長は、内容を熟知していたので、当日の資料なしで即決承認で処理した。 ・議案書の不記載という軽微な手続き不備で、実質的に瑕疵はなく担当理事に責任はない。 	<p>○改定額の適正性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件賃借借は、全部の土地と建物が契約対象であり、建物を含めた鑑定は全く当然であり、何の問題もあり得ない。 ・改定額は、鑑定書にそのまま従ったものであり、この意味で「適正な金額」であると言え得る。 ・御斤は、一般の通常取引価格で法人が関連会社甲と本件賃借借をすること自体が不当とされるのか。そうであるなら、理由を説明されたい。 	<p>・不動産鑑定に基づき賃借料を30%減額(駐車場部分は月額20万円を月額14万円に改定)するとされるが、改定額の基となる鑑定評価には未利用の建物価格(10,700千円)や減価償却費等の維持費(年額:2,077千円)が含まれており、鑑定に当たった前提条件等の適正性に疑問がある。</p> <p>・当該地の選定理由は、理事長所有地の活用による法人の経済的有利性にあつたと理解しているため、理事長が関連会社甲に売却後、結果的に通常の市場価格で賃借している現状は不自然。</p>
<p>○役員員の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長の責任問題が生ずることはないと考ええる。 ・なお、あらぬ嫌疑を回避すべく理事長は関連会社甲の取締役を辞任し、甲の代表取締役でもある副理事長は法人の理事を辞任した。 	<p>④ 賃借借価格を決定した理事会・評議員会の審議について、資料も提示されない状況での審議、議決に対する再評価と当時の理事の責任も含めた見解。</p>	<p>○理事会議決のない契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額40万円の全体契約の議決はあったが、当画、覚書の支払い義務が生じる賃料20万円部分のみ議事録に記載すればよいと誤解した。 	<p>・法人と理事長(親族)の関連会社との利益相反的取引であり、理事には通常よりも更に慎重な審議が求められる注意義務があるにも関わらず、即決承認した役員が責任が明確にされていない。</p>	<p>・本体契約について、月額40万円の全体議決はあったものの、議事録の記載を漏らしていたとの回答は、今回初めて主張であり、信憑性に疑問が残る。</p>

改善命令事項(9月4日)	法人の改善報告要約(11月5日)	再報告要請事項要約(11月20日)	法人の回答要約(12月4日)	県の評価
<p>2 理事長の親族でもある副理事長(当時、評議員)が取締役を務める関連会社丙に対する業務委託において、少なくとも一部の加工料の支払いが、法人に対して請求されており、適正かつ妥当な業務委託とは言えない。この業務委託によって、法人に損害が生じていると考えられるが、法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。</p> <p>また、関連会社丙と法人が取引を行うに至った経緯を検証し、併せて役員員の責任を明確にすること。</p>	<p>○食材加工の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 実態のない加工代金については、関連会社丙から返還の意志を確認した。 関連会社丙より、加工料として契約しているが、その他として仕分け作業、事務手数料、運搬費等の人件費に相当額がかかっているとの申出があった。 加工不可能なものに実態のない加工料が支払われている」どの県の指摘に基づき検証した結果、加工不可能なものに手数料が支払われていることを確認した。 <p>○損害の回収</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工実態のない加工料については、損害賠償請求をする。 <ul style="list-style-type: none"> 手数料支払いと加工実態を厳正に検証するとともに、関連会社丙の申し出についても検証して請求額を検討する。 	<p>○役員員の責任</p> <p>① 役員には善良なる管理者の注意義務が求められる中、貸借借契約を締結せざるを得ない状況を招いた当時の役員員の責任についての再検証と見解。</p> <p>② 少なくとも、既私の質借料と改定後の差額は、法人にとって損害に当たるとはならないか。再度の検証と当時の役員員の責任も含めた見解。</p>	<p>○再報告要請事項要約(11月20日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議事録に不備があったので、平成25年9月27日、40万円の全体契約について改めて承認議決した。 外部状況の変化による計画変更は、一般に間々あることで、直ちに、理事の善管注意義務違反に直結しない。 当時の質借料決定額と今回の鑑定価格には多少の差が生じることは当然であり、差額は損害に当たらない。 	<p>・進入路として確実に利用できるかどうか確認しないまま、安易に土地の追加取得を行い(平成22年2月10日)、その後、隣接土地所有者に進入路利用に難色を不された結果(平成22年2月15日)、関連会社甲と現駐車場(平成22年2月15日)の質借料を締結した。この責任が明確でない状況は招いた役員員の責任が明確にされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な質借料の金額については、更に検証が必要である。
<p>○食材加工の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 食料調達一元化前後を比較して、丙社にどのような加工業務が加わり、法人ではどのような加工業務が削減されたのかは不明であり、更に、業務内容を具体的に検証する必要がある。 商品調達一元化に伴う事務手数料についても、一元化の効果を含め、実際にどのような事務が行われていたのか、検証する必要がある。 	<p>○役員員の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 私印を押印し、理事会議決も得ていない覚書には疑義がある。このような行為は、法人に損害を与えた疑念があり、専務理事の責任は重い。 当時の専務理事に対する損害賠償請求を検討するが、副理事長は無給で関連会社丙の経営には関与しておらず、責任はないものと思われる。 	<p>○食材加工の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工が行われた品目の年度別内訳及び具体的な作業内容は別紙のとおり 加工料としていたものは、加工、仕分け(日々の商品別仕分け作業)、事務手数料(丙社一元化による取次の受注、発注事務、日次納品請求管理事務、月次請求事務)、運搬費を考慮して設定したものの。 丙社の請求価格には、これらの費用が考慮されていないので、手数料を支払う契約とした。 	<p>○役員員の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 私印による覚書には疑義があるが、丙社の納入による商品調達の手続き、調理作業と事務の効率化、発注商品の契約履行は事実であり、支払い義務はあ 	<p>・丙社との取引根拠とされる「覚書」は、代表権なき専務理事との私印による無権代理行為で、理事会の追認もないため無効と解され、法人に支払い義務は生じていないと考えられる。</p>
<p>○食材加工の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約の検証(平成18年の覚書)に対する理事会又は理事長による事後的な追認の有無の確認、法人にこの覚書に基づく加工料の支払義務があるかどうか、再度の検証と法人の見解。 	<p>○役員員の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 私印を押印し、理事会議決も得ていない覚書には疑義がある。このような行為は、法人に損害を与えた疑念があり、専務理事の責任は重い。 当時の専務理事に対する損害賠償請求を検討するが、副理事長は無給で関連会社丙の経営には関与しておらず、責任はないものと思われる。 	<p>○食材加工の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約の検証(平成18年の覚書)に対する理事会又は理事長による事後的な追認の有無の確認、法人にこの覚書に基づく加工料の支払義務があるかどうか、再度の検証と法人の見解。 	<p>○役員員の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 私印を押印し、理事会議決も得ていない覚書には疑義がある。このような行為は、法人に損害を与えた疑念があり、専務理事の責任は重い。 当時の専務理事に対する損害賠償請求を検討するが、副理事長は無給で関連会社丙の経営には関与しておらず、責任はないものと思われる。 	<p>・丙社との取引根拠とされる「覚書」は、代表権なき専務理事との私印による無権代理行為で、理事会の追認もないため無効と解され、法人に支払い義務は生じていないと考えられる。</p>
<p>○食材加工の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約の検証(平成18年の覚書)に対する理事会又は理事長による事後的な追認の有無の確認、法人にこの覚書に基づく加工料の支払義務があるかどうか、再度の検証と法人の見解。 	<p>○役員員の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 私印を押印し、理事会議決も得ていない覚書には疑義がある。このような行為は、法人に損害を与えた疑念があり、専務理事の責任は重い。 当時の専務理事に対する損害賠償請求を検討するが、副理事長は無給で関連会社丙の経営には関与しておらず、責任はないものと思われる。 	<p>○食材加工の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約の検証(平成18年の覚書)に対する理事会又は理事長による事後的な追認の有無の確認、法人にこの覚書に基づく加工料の支払義務があるかどうか、再度の検証と法人の見解。 	<p>○役員員の責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 私印を押印し、理事会議決も得ていない覚書には疑義がある。このような行為は、法人に損害を与えた疑念があり、専務理事の責任は重い。 当時の専務理事に対する損害賠償請求を検討するが、副理事長は無給で関連会社丙の経営には関与しておらず、責任はないものと思われる。 	<p>・丙社との取引根拠とされる「覚書」は、代表権なき専務理事との私印による無権代理行為で、理事会の追認もないため無効と解され、法人に支払い義務は生じていないと考えられる。</p>

改善命令事項(9月4日)	法人の改善報告要約(11月5日)	再報告要約事項要約(11月20日)	法人の回答要約(12月4日)	県の評価
<p>3 平成22年度に行なった施設整備の補助事業について、2つの補助事業を同時に実施しているが、補助金の申請や実績報告書において、補助金ごとに財源内訳の異なる内容の記載があったり、補助対象外経費に補助金が充たされているなど、補助事業の実施に疑義がある。</p> <p>については、各関係機関と協議を行い、適切な対応を図ること。</p>	<p>○今後の取引改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早急に契約を見直し、食材の加工条項を削除し、加工料手数料が発生しないようにするとともに、公募等による取引先の選定等の改善を図る。 	<p>○役員員の責任の所在と責任の追及</p> <p>① 丙社は、加工不可能なものがあること知らず、加工料の支払を請求したと考えられ、加工実態のない支出ではなかったか、法的評価も含めた法人の見解。</p> <p>② 「結果法人へ損害を与えたこと」の責任は重たいとあるが、丙社及び法人の元専務理事は、法人に損害を与え丙社の代表者及び法人の元専務理事の法的(民事・刑事)な責任の明確化と損害賠償請求予定額の報告。</p> <p>③ 理事長、他の理事、監事は、契約を全く知らなかったのか、役員には善良なる管理者の注意義務があるが、契約を長期間放置してきた理事長、その他の理事、監事に責任がないか、再度の検証と見解。</p>	<p>○食品衛生法の許可日(平成22年3月22日)前の丙社による鮮魚の加工は法令違反でありながら法人は契約を締結しているが、この追認行為は適正なものであったか、再度の検証と見解。</p> <p>○契約の追認行為については、現に取引を行う可なり、又当法人は食品衛生法の許可については、その時点では認識のない善意の当事者であり、適正なものとして認識している。</p> <p>○意図的に実態のない加工料を支出したものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全く加工実態がなかった納入商品について、事務手数料等を考慮して損害賠償請求を考えている。 ・丙社及び元専務理事とともに、法人に損害を与えうる認識はなかった。 ・損害賠償請求予定額は約4百万～5百万円程度であり、請求額は丙社の人件費等から勘案して妥当な金額と判断される。 ・覚書の存在を理事長は認識しており、契約を見直し、分かりやすい方法を指導していた。 ・不適正な状態が長期間放置となった責任は、理事長、元専務理事にある。 	<p>・現時点で違法と認識していたながら、理事会で議決した行為は不適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適宜、契約の見直し状況や公募の実施状況を確認する。 <p>・意図的なものではないとする理由、説明が不十分。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に、関連会社丙に事務手数料等の経費が生じていたとしても、その経費を法人が考慮する必要はなく、原因者(元専務理事等)が負担すべき。 ・実態不明とともに法的な責任追及が不十分。 ・覚書があったことを理事長は認識していたのも関わらず、責任の明確化が不十分。
<p>4 年度内清算ができている多額の経理区分間貸付金がある中で、早期清算を図ること。</p> <p>また、現在、赤字基調である新施設(小規模多機能型施設)の施設経営に関して、法人として具体的な対応策と今後のあり方について報告すること。</p>	<p>○補助対象外経費に充当した経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町及び県の指導のもと、確認を取りながら、町の指示どおり補助事業を行ってきたもので、意図的に不適正な行為を行なったものではない。 <p>○補助金の返還</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関(町)の返還命令に従い返還することを町に回答した。 	<p>○経理区分間貸付金の清算計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒字施設の経理区分間繰入金で貸付金額を減少させ、履行可能な償還年限として最大15年を設定して計画的に償還する。 ・小規模多機能型施設については、黒字化の目途が出てきている。 	<p>・担当者の一方的で勝手な解釈により、誤って補助金を補助対象外の備品に充当していたが、故意性までは確認できなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、関係機関(県長寿社会課、八頭町)が連携して補助金返還の手続きを行う。 	<p>・法人の清算計画に基づき清算が行われているか適宜、施設ごとの状況を確認していく。</p>

改善命令事項(9月4日)	法人の改善報告要約(11月5日)	再報告要請事項要約(11月20日)	法人の回答要約(12月4日)	県の評価
<p>5 不適正な現金支出及び不明なタグシーチケットの利用実態があるため、支出の内容と根拠を明確にし、その詳細を報告するとともに、不適正な支出については、その回収を図ること。</p>	<p>○不適正な現金支出</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査の結果、50万円分は工事請負業者等であり、不適正支出と認定の上、回収した。 ※50万円の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負業者2社:40万円(各20万円) ・設計業者2社(各5万円) 19万円分は、適正支出と認められるので返還は求めず、領収書等を頂いた。 ※19万円の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・版面寄贈者1名:10万円(21枚相当) ・土地提供者3名:6万円(各2万円) ・筆料1名:3万円 <p>○不適正なタグシーチケットの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査の結果、一部は法人業務との関連が確認できたが、理事長使用分について解明できなかったものがある。 理事長使用分は、理事長から返還の申し入れがあり、既に返還を受けた。 返還額:281,590円 	<p>○役職員の責任の所在と責任の追及</p> <p>①改善命令では、役職員の責任を明確にすることを命じているが、改善措置報告書においては十分に明確にされていないと評価している。土地の賃貸借契約及び食材加工、それぞれにおける役職員の責任の更なる明確化。</p>	<p>○役職員の責任の所在と責任の追及</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の賃貸借契約については、違法不当な点はなく、役職員の責任問題は生じない。 責任問題とは別途、親族関連企業だから利益を図ったとのあらぬ嫌疑を回避すべく、理事長は関連会社甲の取締役を辞め(平成25年8月10日)、関連会社甲の代表者(理事長親族、副理事長)は、法人の理事を辞任した(平成25年8月12日)。 刑事責任は問えないが、元専務理事に対して損害賠償責任を問う所存であり、現在準備中である。 理事長は新任開始後(平成25年11月8日)、自発的申し出により、5か月間の報酬減給(減給30%)の継続を理事会に申し出て了承された。 	<ul style="list-style-type: none"> 不適正支出は回収されており、一定の改善がみられたものと評価。 今後、このような不適正支出が行われることはないよう指導していく。
<p>6 理事長及び理事並びに監事は、このような法人運営に至った責任の所在を明確にするとともに、役員を選任も含め、早急に理事会及び監事機能の充実及び強化を図ること。</p> <p>また、法人運営を適正化するために理事長親族の関連会社との取引関係を抜本的に見直すこと。更に、評議員会の牽制機能についても再点検を行い、必要ない直しを行うこと。</p>	<p>○役職員の責任の所在と責任の追及</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長においては、事態を重く受け止めて、法人運営の最高責任者として、責任を明確にする。 理事7名のうち4名が交代、監事3名のうち2名が交代する。 評議員の16名のうち3名が交代する。 【理事長】 ・弁明機会の付与通知を受けた際、既に理事長の自発的申し出により3か月分の報酬(減給30%)を減給済みであり、責任を明確にした。 ・改善の促進と適正な法人運営の早期実現に全力を尽くすため継続するが、改善と適正化の目的が見えたらら出処退を検討する。 【副理事長】 ・今回疑義が生じた責任をとり、8月12日付けで理事辞任届けを提出、8月18日に辞任。 【常務理事】 ・不適正な現金支出があった責任をとり、会計責任者を辞任(8月18日)し、任期満了(11月7日)をもって理事を退任する。 	<p>○役職員の責任の所在と責任の追及</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑事責任は問えないが、元専務理事に対して損害賠償責任を問う所存であり、現在準備中である。 理事長は新任開始後(平成25年11月8日)、自発的申し出により、5か月間の報酬減給(減給30%)の継続を理事会に申し出て了承された。 	<p>○役職員の責任の所在と責任の追及</p> <ul style="list-style-type: none"> 不適正事案に関する理事長の指示、関与の度合いが未解明のまま責任の明確化が不十分。 ・さまざまな理事会の意思決定をはじめ、不適正な法人運営に対する各役員の責任が明確化されていない。 ・役職員の責任が明確化されていない。現状では、必要な体制見直しも行い得ない。 ・理事3名が留任し、理事長が再任されているが、この体制で旧体制が招いた不適正事案について、十分な実態解明と改善を図られるか疑問の余地がある。 	<p>○役職員の責任の所在と責任の追及</p> <ul style="list-style-type: none"> 不適正事案に関する理事長の指示、関与の度合いが未解明のまま責任の明確化が不十分。 ・さまざまな理事会の意思決定をはじめ、不適正な法人運営に対する各役員の責任が明確化されていない。 ・役職員の責任が明確化されていない。現状では、必要な体制見直しも行い得ない。 ・理事3名が留任し、理事長が再任されているが、この体制で旧体制が招いた不適正事案について、十分な実態解明と改善を図られるか疑問の余地がある。



平成25年12月4日

鳥取県総務部長

末永洋之様

社会福祉法人 やず

理事長 山根英明



社会福祉法に基づく改善措置命令に対する改善措置状況の
再報告

平成25年11月20日付第201300133228号にて、平成25年11月5日付けで提出いたしました改善措置状況報告書について再報告の通知をいただきました。確認事項について、再報告の回答を回答書のとおり報告いたします。

目	確認事項	回答
ア) ① 設置 計画 及び契 の検	<p>関連会社甲が有していたとされる地上権の存在根拠について、客観的な資料(理事長と甲との地上権設定契約書、地代の支払いが確認できる書類等)の提出と再度の見解を求める。</p>	<p>1. 「客観的な資料」の提出について 契約書、地代領収書は存在しない。昭和51年の当該契約成立の経緯からして、これはごく自然なことである。</p> <p>2. 「地上権の存在根拠についての再度の見解」の求めについて 借地権(地上権)の存在根拠とは何を指すのか、この点何の説明を求められておられるのか、当法人には不明である。</p> <p>本件土地には、土地所有者以外に借地権者甲社が存在し、しかも本件土地は不動産賃貸業者等を営む甲社の収益物件であったものであり、これを無視して、当法人が土地所有者と直接売買・賃貸することを考えることは無意味であることを先に改善状況説明書において指摘したところであり、この点の御庁の誤解はすでに解けているものと思われる。</p> <p>しかるに御庁は、その上で更に、借地権者甲社の借地権限の「存在根拠」につき重ねて質問をしようとしている様子である。</p> <p>当法人は、改善状況報告書で説明した本件借地権に関して、それ以前の弁明書において、確かに一度、「地上権」なる用語を用いたことはある。仮に、御庁がこの以前の「借地権」なる用語使用のみに今でも拘っているとすれば、それは見当ちがいである。</p> <p>けだし、借地権とは地上権と借地権等を含む広い概念であり、両者の間に実質上の差はないもとされているところ、甲社の借地権の性質を物権的なものと表現するか、債権的に表現するかの違いはあれ、いずれにせよこれは土地所有者と甲社のいわば内部関係に属するものであり、しかも甲社の土地所有権の取得により消滅したものである。このように消滅した旧来の内部関係に属する権利の「存在根拠」を改めて尋ねる意図は何か、解せぬところである。</p>
②	<p>本件土地(北山155ほか計4筆、計2,225.35㎡)の権利全体(底地所有権と地上借地権)の取得に多大な費用を要するとされるが、具体的にはどの程度の金額と見込んだのか、多大と判断した金額について、合理的で客観的な資料に基づいた報告を求める。</p>	<p>1. 本件土地(計2,225㎡)の周辺の推定時価相場は、平成22年当時坪当たり5~6万円見当であり、これによれば本件土地全体の価格は3,300万~4,000万円となる(ちなみに、鳥取県の平成22年地価調査によれば、標準地八頭町北山字下縄手の平成22年度標準価格は18,500円/㎡である。一添付資料①)。</p> <p>土地には2棟の建物があり(当時の建物現況写真及び配置図一添付資料②③)、第1の建物(鉄骨造2階建工場・延床面積483㎡。築昭和51年。建築費用約4,000万円一添付資料④)と第2の建物(鉄骨造平屋建工場・床面積560㎡。築昭和59年(未登記)。建築費用4,600万円)の合計時価(経年償却後の現価)は、2,000万円を下らない。</p> <p>よって、本件物件全体では、当時5~6,000万円と見込まれていた。</p> <p>2. ちなみに、今回の鑑定書では、上記第1の建物は平成22年解体撤去されたので、平成23年3月の鑑定時点で存在しないものとして鑑定対象</p>

目	確認事項	回答
		<p>から除外されている(同鑑定書2頁記載)ものの、それでも、積算法における基礎価格としては、土地建物合計3,790万円と評価されている。</p> <p>3. 以上、本件物件を市場価格で購入しようとするれば、多大な費用が見込まれたことは明白である。</p>
設 計 画 が 契 約 の 検 査	<p>駐車場の賃借料について、月額20万円を7割相当の月額14万円に改訂するとしているが、根拠となる不動産鑑定評価では、駐車場部分(北山155、1,260.66㎡)の賃料の算定に当たり、利用見込みがない建物の価格及び必要経費等を含めて算出されており、改訂額が真に適正な金額であると評価できるのか、根拠とともに見解を求める。また、賃貸借等により「当法人の負担が最低限に抑えられるよう工夫した」とされるが、月額40万円で25年間賃借すると、その支払総額は1億2千万円となり、今回報告された不動産鑑定評価に基づき3割を減じたとしても、その支払総額は8千4百万円となる。不動産鑑定評価額は社会一般の通常取引の根拠となる価格ではあるが、法人は、不動産鑑定評価に基づくその価格が「法人の負担が最低限に抑えられた」と理解しているが、再度、検証した上での見解とその根拠を求める。</p>	<p>1. まず、質問の前提として「駐車場の賃借料について月額20万円を～」とあるが、これは本件賃貸借契約の対象についての御庁の理解の誤りがある。本件賃貸借は、提出済みの契約書で明らかな如く、2,225㎡の全部の土地及び地上建物が契約対象である。最も必要とされたのは進入路部分(約240㎡)であり、駐車場部分(約1,000㎡)は、契約対象物の一部に過ぎない。</p> <p>2. 「改定額(実際支払い賃料月額14万円)が真に適正な金額と評価できるのか」とのお尋ねであるが、御庁が質問の前提とする、鑑定書に対する疑問に誤解がある。本件鑑定が「利用見込みがない(実は見込みがないのではなく、利用が延期されているだけのものである)建物の価格及び必要経費等を含めて算出された」と批判されるが、このような処理は本件鑑定手順として全く当然であり、何の問題もあり得ない(この点は、そもそもの御庁の錯覚であり、この鑑定書に対する非難は当たらない)。</p> <p>当法人は、御庁の賃料見直し要求に沿い、今回甲社提出にかかる鑑定書にそのまま従ったものであり、この意味で「適正な金額」と言い得るものである。</p> <p>3. 「鑑定評価額は社会一般の通常取引の根拠となる価格であるが、その価格が『法人の負担が最低限に抑えられるよう工夫した額』と理解しているのか、法人の見解と根拠を求める」との点について</p> <p>まず、「法人の負担が最低限に抑えられる工夫」とは、当初の平成22年当時の賃貸料決定に当ってなされた諸工夫のことである(例えば、甲社が底地を特に安価で取得すること、法人の便宜のため第1建物を解体撤去しその所有権を喪失し、且つ解体撤去料も甲社が負担したこと等である)。一方、鑑定書は客観的な取引価格を算出したものであり、法人らの当時の「工夫」とは何の関係もないことである。</p> <p>次に、逆にお尋ねしたいことがあるが、御庁は一般の通常取引の価格で法人が甲社と本件賃貸借をすること自体が不当と主張されているのか?、そうであるならば、その理由を説明されたい(この点は、本件賃料高低問題に関する御庁の誤解の根源をなすもののようにある)。</p> <p>今回の改訂額は、法人としては鑑定評価額に全面的に従っただけのものであり、「工夫をした」とは、どこにも言っていない。</p>

自	確認事項	回答
		<p>しかも、この鑑定額は甲社の立場から見れば、かなり低めのものと見ているとのことである(その理由は、鑑定が、第1建物の価格を評価対象にせず、その解体撤去費用まで負担したことが考慮されていないこと等である)。</p> <p>よって、本件改訂額が「著しく高い」と言う問題は、一切存在しない。</p>
設 計 画 が 契 約 の 検 査	④ 関連会社甲との賃貸借契約の締結と賃料の決定に当たり、理事会(平成22年12月18日)で議案書にない追加議題として賃貸借契約の締結と賃借料を承認している。当該案件は、慎重な対応が求められる法人と理事長が役員を務める会社との取引についてのものであるが、資料も提示されない状況での理事会での審議、議決となったことについてどのように評価しているか、当時の理事の責任も含めた見解を求める。	<p>1. 平成22年12月16日理事会になされた本件賃貸借契約の締結と賃料の承認決議につき、当日予めの議案書に記載がなかったことは事実である。</p> <p>しかし、曲折を見た当該事案は、2年以上前から法人内において論議され、理事らは理事会における繰り返しの議論により内容を知悉していたものであり、「事前資料の提示されない状況」では全くない。</p> <p>本件土地建物は、平成22年9月本件新施設建設開始に当って建設業者が甲社から月額20万円で借り受け、工事のため使用していたのであるが(この費用は本来法人が負担すべきものであった)、予定どおり工事は平成23年2月末に終了、使用料の支払も終ることになったので、担当理事(専務)のそろそろ議決しておこうとの発案により、即決承認の形で処理されたというものである。</p> <p>従って、議案書の不記載につき、軽微な手続き不備があったとも言えるが、実質的には瑕疵は見受けられない(但し、次項⑤に関する不備は別である)。</p> <p>従って、この点は担当理事の責任が生ずることはないと考えます。</p>
⑤	⑤ 関連会社甲との賃貸借契約の締結について、平成22年12月18日開催の理事会において、駐車場部分(北山155、1,260.66㎡)については、月額20万円で賃借の承認を得ているが、それ以外の土地3筆(計964.69㎡)と建物については、理事会での審議、承認がない。契約書には、⑤ 駐車場以外の3筆と建物が追加され20万円(月額)が増額された形になっているが、理事会議決がないにも関わらず、いつ、どこで、誰が、誰と合意して月額40万円で契約締結したのか、再度確認した上での報告を求める。	<p>1. 本件賃貸契約(月額賃料40万円)は、平成22年2月下旬法人本部において、当法人代表理事長と甲社代表者との間で事実上合意されたものである。しかし、その後当法人の建物使用開始時期についての見込み違いが明らかとなったので、当法人の要請により「建物を使用するまでの間は月額賃料を20万円とする」旨の契約の一部変更が平成22年12月頃までに合意された。本件賃貸借契約書の案文が契約書本体と添付覚書の二部構成という変則的な形態となっている理由である。</p> <p>2. しかるに、平成22年12月16日理事会議決では、建物使用の開始までの月額20万円部分についてのみ承認議決される形になっている。これは明らかに手続(承認議決)の不備であり、当時の議事録担当理事に問い合わせたところ、覚書部分(月額20万円の賃料)が平成23年3月1日から実施されるのだから、賃料20万円の支払いに関してだけを記載しておけばよいと誤解したことによるとのことであった。この点、担当理事の職務不適切があったことは明白である。</p> <p>なお、上記議事録不備の点は御庁の指摘に従い、本年9月27日</p>

目	確 認 事 項	回 答
⑤		の理事会において、改めて承認議決がなされ、追完されている。
職員 に対する 責任 明確	① 隣接土地所有者の十分な理解を得られていない状態で、進入路が確保できたとして理事会(平成22年1月16日)で追加の土地取得を承認しながら、最終的に隣接土地所有者の反対で進入路が確保できなかったとして、本件土地の賃貸借契約を締結せざるを得ない状況となり、現地開催の理事会(平成22年2月20日)で承認した。役員には、善良なる管理者の注意義務があるが、このような状況を招いた当時の役員の責任について、再度検証した上での見解を求める。	1. 事業計画の実施の中で、外部状況の変化による計画変更せざるを得ない状況に陥ることは一般に間々あることであり、このことは直ちに理事の善管注意義務違反に直結するものではない。本件も同様であると考えている。
②	賃借料については不動産鑑定評価に基づき、平成25年11月1日から「適正額」に改訂することであるが、少なくとも、既に支払った賃借料と適正と判断した賃借料との差額は法人にとって損害に当たるのではないかと。再度、検証の上、当時の役員の責任も含めた法人の見解を求める。	1. 当初約定の賃借料は、甲社が得ていた従前の賃料額や甲社が新たになした負担等を考慮し、その他近隣賃料相場等を勘案して妥当な金額であるとして決定されたものである一方、鑑定書の賃料額は平成23年3月時点での通常取引相場における客観的で適正な価格であるというものであり、両者に多少の差が生じているのはある意味で当然のことである。 よって、両者の賃借料の差額が「損害」に当たるとは考えられない。
社 の 業 の 実	実際に丙社による加工が行われた品目の年度別内訳(品目、金額)を示すこと。また、「加工」、「仕分け」、「事務手数料」、「運搬費等」に人件費が相当額かかっているとのことであるが、丙の具体的な作業内容を年度別に明らかにすることを求める。また、その作業に係る経費は、通常、売買契約の履行行為そのものであるから、商品の価格に含まれ、別途上乘せするべきものではないと評価すべきではないかと、見解を求める。	1. 実際に丙社により加工が行われた品目の年度別内訳(品目、金額)は別紙にて説明。(添付資料2-1) 2. 丙社の年度別具体的な作業内容についても別紙にて説明。(添付資料2-2) 3. 前回の報告にも説明のとおり、手数料については加工料として契約しておりましたが、加工、仕分け(日々の商品別仕分け作業)、事務手数料(丙社一元化による取次の受注・発注事務、日次納品請求管理事務、月次請求事務)、運搬費を考慮して設定したものであります。丙社の請求価額には、これらの費用は考慮されてなく、手数料を支払う契約としたものであります。ただし、取次を委託し直接納品となった加工が行われていない商品に一律10%等の手数料を支出したことは、問題がありました。取次委託商品に限っては、区別して事務手数料等として取り扱うことも考慮すべきでした。
約 の 証	① 平成18年から平成24年までの覚書による契約は、理事会の承認もなく法人の元専務理事と丙社社長の私印によるものであるが、理事会又は理事長による事後的な追認の有無を確認するとともに、法人に覚書に基づく加工料の支払義務があるかどうか、再度、検証した上での	1. 理事会による覚書の事後的な追認はない。理事長においては、食材の仕入れ先を一本化することにより、仕入れ商品調達安定確保と調理作業及び事務の効率化・省力化を図ることが出来、理解しやすく説明責任が果たせる契約にするよう指導を続けていた。契約形態等について試行錯誤している間、結果的に長期間に至ったものであります。 2. 覚書は私印で行われており、疑義はありますが、丙社からの納入によ

目	確認事項	回答
	① 法人の見解を求める。	り、法人も商品調達の安定確保、調理作業と事務の効率化、発注した商品を納品し契約を履行したことは事実であり、支払い義務はあるものと認識している。
の②	法人は、平成24年12月1日付けで法人理事長・丙社代表取締役間で「業務委託契約書」を作成し、加工を生魚の下処理と冷凍魚のドリップ処理等に限定した契約を締結している。法人は、「本契約を早急に見直し、食材の加工条項を削除し、加工料手数料が発生しない契約に変更」するとしているが、食材加工は元々不要であり、対価も発生し得ないものであったという認識か、見解を求める。また、この契約は理事会の承認を得ることなく締結されたが、いつ、誰の責任で締結されたか、更に、当該契約に基づく丙社による生魚の下処理及び冷凍魚のドリップ処理等は実際に行われたのか、再調査した上での報告を求める。	1. 本契約を見直すとは、食材加工等は実際に行われており対価は発生するものとの認識です。今後は手数料ということは止め、丙社の請求代金のみを支払う売買契約に変更を検討している。(25年12月3日の理事会にて契約変更の承認を得た。) 2. 契約の締結は、御庁より24年10月23日の監査中指摘「委託業者の内容が食材の購入のみでなく、併せて取引業者が食材を加工しているのであれば、委託業務の内容を適切に明示した委託契約を締結すること。」に基づき行ったものであります。契約締結は、法人常務理事(当時)と丙社代表取締役が、加工に該当するものの協議を経て、法人理事長と丙社代表取締役が結んだものです。契約について理事会に諮ることを失念していたことが判明したので、平成25年9月27日の理事会にて追認を受け整備いたしました。(議事録・添付資料2-3) 3. 生魚の下処理及び冷凍魚のドリップ処理は、再調査により実際に行われていたことを報告します。
の③	法人は、平成25年9月27日の理事会でこの契約を追認しているが、丙社の食品衛生法の許可日は平成25年3月22日であり、許可日前の丙社による鮮魚の加工は法令違反となる。平成24年12月1日付の契約の追認行為は適正なものであったか、再度検証した上での法人の見解を求める。	1. 当初より、丙社が食品衛生法の許可を取得していないという認識はまったくありませんでした。スーパー形式の店舗経営で生鮮食品を広く一般に販売しており問題ないものとして契約を交わしたものであります。 2. 契約の追認行為については、現に商取引行っており、又当法人は、食品衛生法の許可等のことについてその時点では認識のない善意の当事者であり適正なものと認識しております。
)害に する 的評 と役 等に する	① 丙社は、加工不可能なものがあると知りながら(又は知ることができるにも関わらず)、加工料の支払を請求したと考えられ、法人は実態のない「加工料」を支出したと評価すべきではないか。法的評価も含め、法人の見解を求める。	1. 前述でも説明のとおり、法人と丙社との契約は、加工料として契約しておりますが、加工以外の事務手数料等も勘案して行ったものであり、意図的に実体のない加工料を支出したのではないと考えております。手数料を一律10%等にしたことは問題があったと認識しております。 2. 法的評価については、全く加工実態がなかった納入商品について支出した手数料から、事務手数料を考慮して損害賠償請求を考慮しております。
の 確 化	② 「結果法人へ損害を与えたことの責任は重たい」とあるが、丙社及び法人の元専務理事において、この契約により法人に損害を与えるという認識はなかったのか。更に、その点を踏まえて、丙社の代表者及び法人の元専務理事の法的(民事・刑事)な責任を明確にするとともに、損害	1. 丙社及び元専務ともに、食材の仕入れを一元化することで食材の安定調達を図れ、事務の効率化、地元食材を提供することで地域貢献すること等考え取り組んだものであり、損害を与えるという認識はなかったと考えている。現に法人は食材の安定調達と事務の効率化等が図れた。丙社は、法人へ食材納入にあたり相当額の人件費の負担額が増加している。このことから、意図的に損害を与え

目	確認事項	回答
<p>に る 評 役 に る の 化</p>	<p>賠償請求予定額についての報告を求める。</p> <p>②</p>	<p>たものではないことが判明します。</p> <p>2. 法的な評価については、前述にも説明のとおり、加工実態のない納入商品へ支出した手数料から、事務手数料等を考慮して損害賠償額を算定し、損害賠償請求を丙社と元専務へ行うことを考えております。</p> <p>刑事罰について現時点では、考えていない。理由は意図的に損害を与えようとしたものではないと認識しているからである。</p> <p>損害賠償請求予定額は、約4～5百万円程度と考えております。請求の方法、請求額は、関係者と更に詳細を協議して、対応いたします。</p> <p>損害賠償請求金額の算出方法については、損害請求金額算定の根拠(案)にて説明。(添付資料2-4)請求額については、丙社の当法人に係る人件費等から勘案し妥当と判断する。</p>
	<p>「覚書契約に疑義がある」とのことだが、理事長はじめ他の理事、監事は、丙社との「疑義がある」契約を全く知らなかったのか。役員には善良なる管理者の注意義務があるが、この契約を長期間放置してきたことについて、理事長をはじめ他の理事、監事に責任がないか、再度検証した上での見解を求める。</p> <p>③</p>	<p>1. 覚書があったことは、理事長は認識しており、契約を見直し分かりやすい方法へ指導していた。常務理事は、当時他の施設の施設長であったため覚書に関与していない。他の非常勤理事及び監事も、覚書の存在については理事会の議案になく責任を問うことはできないものとする。ただし、長期間放置となった責任は、理事長、専務理事(当時)にあるものとする。</p> <p>理事長は本件の監督責任があり、責任については総括にて述べる。</p>
	<p>改善命令では、役職員の責任を明確にすることを命じているが、改善措置報告書においては十分に明確にされていないと評価している。土地の賃貸借契約及び食材加工、それぞれにおける役職員の責任を更に明確にすることを求める。</p>	<p>1. 土地賃貸借契約問題における役職員の責任</p> <p>本件賃貸借契約において、既述のとおり、別段違法・不当な点は無く、役職員の責任問題は生じない。</p> <p>但し、議事録の記載漏れ(過誤)については、担当役員(元専務理事)に手落ちがある。しかし、同人は平成23年11月に退職済みであり、これを今更遡って懲戒処分を課することは不可能である。</p> <p>なお、責任問題とは別途、親族関連企業だから利益を図ったとのあらぬ嫌疑を回避すべく、理事長は甲社の名目的取締役を辞め(平成25年8月10日付)、甲社代表者は法人理事職を辞任している(平成25年8月12日付)。</p> <p>2. 食材加工料問題における役職員の責任</p> <p>不適切な食材加工料支払いの契約を締結し実施した元専務理事に対しては、民事損害賠償責任を問う所存であり、現在準備中である。お求めの刑事責任については、それを訴求するのは困難であるとの専門家の回答である。</p> <p>理事長には、食材加工料問題を含む本件改善命令対象事項全般につき監督責任がある。そこで、理事長はすでに懲戒処分に相当する3割減俸・3ヶ月間(前任期終了まで)の自主返納申出を理事会に対してなし、了承議決されているが、新任期開始後も更に5ヶ月間・</p>

目	確認事項	回答
		3割減俸を継続する旨理事会へ申出た承された(平成25年11月8日付理事会)。(議事録添付資料3-1)
		/

平成22年地価調査

基準地の標準価格

価格時点 平成22年7月1日

現況写真



南側から写す

A



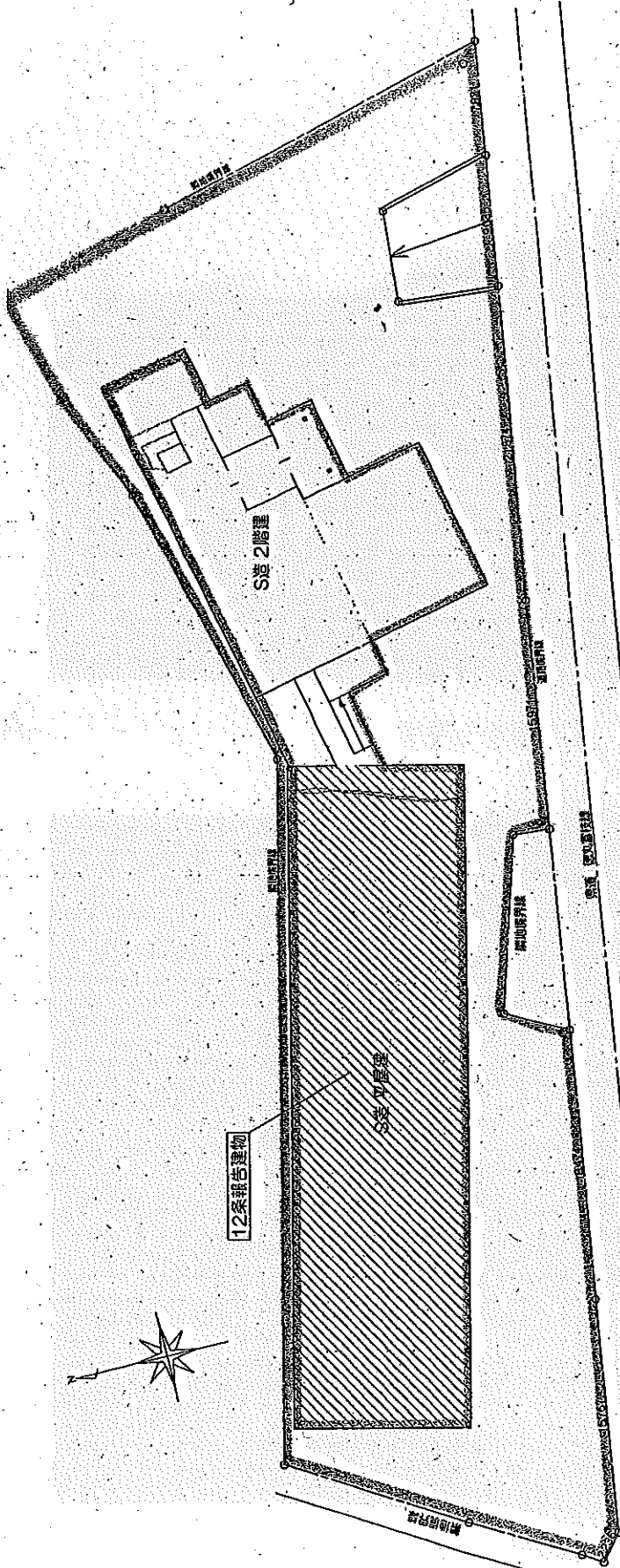
南側から写す

B

建物配置図

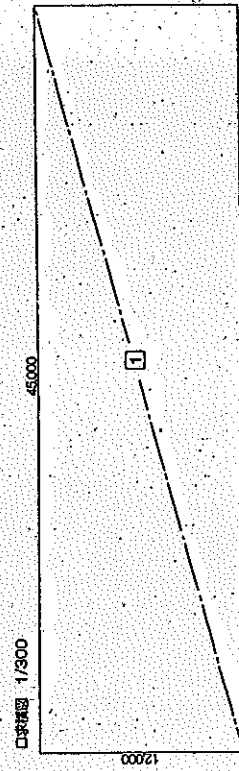
資料③

③-1



現況建築概要

敷地面積	2162.80㎡	12条報告建物	540.00㎡
延床面積	S造 平屋建	1階	351.00㎡
	S造 2階建	2階	252.00㎡
		合計	603.00㎡



口取地画 延床面積表積算
12,000 x 45,000 = 540.00㎡

八景	12条報告	
現況配置図	1/300	
株式会社	事務所	
1		

(縮小実施)

【順位番号】	【登記の目的】	【交付年月日・交付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	根抵当権設定	昭和51年7月9日 第3564号	昭和51年7月8日設定	極度額金 [] 円 債権の範囲 相互銀行取引 [] 番地 小切手債権 債務者 [] 番地 株式会社 根抵当権者 [] 番地 銀行 株式会社 [] 支店 (取扱店 [] 支店) 共同担保 目録(5)第159/2704号 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	管轄転属により登記 平成14年11月25日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である

平成21年10月6日
鳥取県地方務局



登記官

難波正保

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す

整理番号 D21857 (1/1)

2/2

④-2

丙社の年度別加工等業務の実態

(加工が行われた商品・品目の年度別内訳)

(単位：円、税抜)

年度	商 品・品 目		合計
	野菜仕分け	魚	
平成18年度	3,055,658	8,274,229	11,329,887
平成19年度	3,168,540	6,410,803	9,579,343
平成20年度	4,980,137	6,588,402	11,568,539
平成21年度	4,738,941	7,846,258	12,585,199
平成22年度	5,153,494	7,880,087	13,033,581
平成23年度	5,065,772	8,492,936	13,558,708
平成24年度	451,996	5,201,505	5,653,501
合計	26,614,538	50,694,220	77,308,758

・丙社が当法人へ納品した商品から、加工・仕分け作業等がない商品（食品、調味料）は除いております。

丙社の年度別作業人件費の実態

(単位：円)

年度	項 目			合 計
	魚・野菜加工仕分	事務費	運搬費	
平成18年度	1,633,500	927,465	3,630	2,564,595
平成19年度	1,633,500	927,465	3,630	2,564,595
平成20年度	1,633,500	927,465	3,630	2,564,595
平成21年度	1,633,500	927,465	3,630	2,564,595
平成22年度	1,633,500	927,465	3,630	2,564,595
平成23年度	1,905,750	1,059,960	108,900	3,074,610
平成24年度	1,905,750	1,059,960	108,900	3,074,610
合計	11,979,000	6,757,245	235,950	18,972,195

1. 丙社と協議を重ね、当法人の依頼した処理を実施すると、どの位の時間を要するか伝票類の検証、現場での実地調査、従業員からのヒヤリングを基に丙社と協議を重ね、当法人の依頼した処理を実施すると、どの位の時間を要するか検証した。その結果下記の算出根拠により人件費を算出した。

人件費算出根拠

- ①魚・野菜の加工仕分け（作業：魚の下処理、冷凍魚の解凍・ドリップ、野菜の仕分等）

18年度から22年度（3施設）

6時間（2名×3時間）×750円（時給）×363日＝1,633,500円

23年度から24年度（4施設）

7時間（2名×3.5時間）×750円（時給）×363日＝1,905,750円

- ②事務手数料（取次の受注・発注事務、日次納品・伝票管理、月次請求管理事務）

18年度から22年度（3施設）

3.5時間（1名）×730円（時給）×363＝927,465円

23年度から24年度（4施設）

4時間（1名）×730円（時給）×363＝1,059,960円

- ③運搬費（ガソリン代）

18年度から22年度（3施設）

1km（1日）×363日 10あたり15km走行 10単価150円にて算出
 $363 \div 15 \times 150 \text{円} = 3,630 \text{円}$

23年度から24年度（4施設）

30km（1日）×363日 10あたり15km走行 10単価150円にて算出
 $10,890 \div 15 \times 150 \text{円} = 108,900 \text{円}$

理事会議事録

1. 日 時 平成25年9月27日(金) 午後3時30分
2. 場 所 特別養護老人ホームすこやか 地域交流室
3. 出席者 理事：山根英明、山本高德、浦林梅樹、大源勝則、和田哲也
監事：野田誠一、垣田穰、澤田義昭
4. 開 会
山本常務理事：理事総数6名中5名の出席を確認し、定款第9条第5項に基づき、本理事会の開会を宣言した。
5. 理事長挨拶
山根理事長：挨拶と評議員会の議決状況及び本理事会議案の概要説明を行った。
6. 議長及び議事録署名人の選任
山根理事長：定款第9条第4項に基づき、議長の選出を諮り、山根理事長が議長に選出された。
議長：定款第9条第9項に基づき、議事録署名人の選出を諮り、議長一任を受け、2名を選出し承認された。
議長：山根英明 理事長
議事録署名人：和田哲也 理事・浦林梅樹 理事
7. 諸報告
議長：「諸報告」を上程した。
議長：事務局に報告を求めた。
①野崎課長：平成25年5月20日から平成25年9月27日までの事業報告を行った。(資料1-1参照)
各施設長：各施設の現況報告について老健及び通所事業、ケアハウス特養、きたやまの報告を行った。(資料1-6～12参照)
②岸本課長：平成25年8月現在の会計報告を行った。(資料2参照)
③森本総務課長：改善措置命令に対する対応状況について説明を行った。
・9月11日と18日に県と打合せした進捗状況について報告を行った。
理由書1…○県との見解相違に対し弁護士と相談しつつ対応する。
○近隣の路線価等を参考にしつつ協議を進めていく。
○現時点では明確な方向性は定まっていない。

- 理由書2...○県の指摘に対する当法人の試算は行っている。
- 今後、試算内容について県と打合せを行う予定。
- [redacted]と話し合いを行いながら回収に努める。
- 今後は公募等を行い、契約を見直すなどの検討を行う予定である。
- 3...○八頭町に申し入れを行った。
- 今後、八頭町と協議を行う。
※申請及び報告時には町や県に確認しながら行って来たことではあるが、返還も視野に入れて協議を進めていく。
- 4...○県より20年以内が妥当である旨の指導があった。
- 他部門から繰入を行うことによりきたやま設備分を各15年以内で償還できる計画に変更する。
- この計画変更内容で県の了解を得た。
- 5...○[redacted] (20万円)、[redacted] (20万円)、[redacted] (5万円)、[redacted] (5万円)には返金の了解を得ている。
- ほかの地権者等からは領収書をいただく。
- タクシーチケット代の使用理由等が解明できない分は理事長より返金を行う。
- 6...○山根理事長は懲戒処分(3ヶ月30%減給)。
- 山根副理事長は辞任(8月12日付)。
- 会計責任者は交代(8月12日付)。

山根理事長 : 今後は弁護士に相談しつつ文書で県と打ち合わせを行う旨の補足説明を行った。

議長 : 意見を求めた。

- 浦林理事 : 弁明書の提出状況について質問があった。
- 山根理事長 : 提出した上での改善内容である旨の説明を行った。
- 浦林理事 : 打合せを行っている県の担当者について質問があった。
- 森本総務部長 : 課長、室長、課長補佐の3名である旨の説明を行った。
- 山根理事長 : きたやま施設近隣土地の賃借代について説明を行った。
 - ・ 300坪 …20万円/月
 - ・ 北山付近の駐車場…2~3千円程度
 - ・ [redacted]からは土地全体を賃借している。
- 浦林理事 : 土地の評価の取得状況について質問があった。
- 山根理事長 : 取っている旨の説明を行った。
- 浦林理事 : 打ち合わせでの確認方法について質問があった。
- 山根理事長 : 今までは口答であるが、今後は文書で行う旨の説明を行った。
- 浦林理事 : 文書で対応し、対処を明確にしていくべき旨の意見があった。

森本総務部長：今日までの打ち合わせにおいてある程度明確な方向性は出てきている。今後は文書による打ち合わせを行う旨の説明を行った。

山根理事長：[REDACTED]と双方の意見をすり合わせていく旨の説明を行った。

森本総務部長：[REDACTED]との当初の契約内容に不備がある旨の説明を行った。

議長：再度意見を求めた。
他に意見・質疑はなかった。

8. 議 事

議長：議事に入った。

○議長：第1号議案「平成25年度資金収支補正予算(案)」を上程した。

議長：提案理由として平成25年度資金収支予算に補正をかけることにつき、経理規程第19条の定めにより諮る旨の説明を行った。

議長：提案者に説明を求めた。

山根理事長：資金収支予算に補正をかけることについて概要説明を行った。

岸本課長：資金収支補正予算(案)の内容説明を行った。(資料3参照)
・ケアハウスの空調設備改修費用の組み入れ
・ケアハウスの冷蔵庫の入れ替えに伴う費用の組み入れ
・きたやまの借入金返済に対する費用の組み入れ

森本総務部長：ケアハウスの空調設備改修は入札対象の金額である旨の説明を行った。
ケアハウスのエアコンの故障により施設一体型の設備から単体型の設備に改修する旨の説明を行った。

議長：質疑を求めた。
意見質問はなかった。

●議長：第1号議案の採決を求めた。
出席理事全員の挙手により承認を得て、議決された。

○議長：第2号議案「定款変更」を上程した。

議長：提案理由として訪問看護事業の指定更新ができないことを受け定款より削除を行うことにつき、定款第32条の定めにより諮る旨の説明を行った。

議長：提案者に説明を求めた。

山根理事長：訪問看護事業の廃止を行う旨の概要説明を行った。

山本常務理事：定款の変更について説明を行った。(資料6参照)
・平成20年4月より休止を行っている経緯。

●議長：第4号議案について採決を求めた。

出席理事全員の挙手により承認を得て、議決された。

○議長：第5号議案「きたやま施設の隣接土地賃貸借契約」を上程した。

議長：提案理由として平成22年12月18日理事会議事録第8号の一部記載漏れによる本体契約(月額40万円)の再説明を諮る旨の説明を行った。

議長：提案者に説明を求めた。

山根理事長：きたやま施設の隣接土地賃貸借契約について説明を行った。
(資料7参照)

- ・ 所有の土地全体を月額40万円で賃貸借契約を交わしている。
- ・ 建物以外を使用を行う場合は月額20万円で覚書を交わしている。
- ・ 平成22年12月18日の理事会議事録において本体契約の40万円の記載を漏らしていた。

議長：質疑を求めた。

和田理事：契約内容について本体契約を20万円とし建物を使用した場合40万円とした契約に直すべき旨の意見があった。

澤田監事：建物の契約は別途契約で行うべき旨の意見があった。

浦林理事：契約を変更すべき旨の意見があった。

山本常務理事：本議案は平成22年12月18日開催の理事会議事録第8号の一部記載漏れによる本体契約(月額40万円)の追認である旨の説明を行った。

※本件については県監査にて本体契約の記載がない旨の指摘を受けたもの。

山根理事長：契約については今後再契約等についてと協議を行う旨の追加説明を行った。

議長：再度質疑を求めた。

他の意見、質問はなかった。

●議長：第5号議案について採決を求めた。

出席理事全員の挙手により承認を得て、議決された。

○議長：第6号議案「オールジャパンケアコンテストの参加」を上程した。

議長：提案理由として11月12日に開催されるオールジャパンケアコンテストに役員研修として参加することにつき諮る旨の説明を行った。

議長：第6号議案について提案者に説明を求めた。

山根理事長：役員研修としてオールジャパンケアコンテストを見学する旨の提案を行った。(資料8参照)

議長：質疑を求めた。

意見、質問はなかった。

- 議長：第6号議案について採決を求めた。
出席理事全員の挙手により承認を得て、議決された。

9. その他

- 議長：「その他」を上程した。
- 議長：理事及び事務局に討論を求めた。

理事及び事務局より、提案等はなかった。

以上で本日の全議案が終了。議長は午後5時05分閉会を宣言し解散となる。


定款第9条第9項により、以上の議事の内容を記録し、これを証するために署名・押印する。

平成25年9月27日


議長

山根英明 

議事録署名人

和田哲也 

議事録署名人

浦林梅樹 

契 約 書

社会福祉法人やず（以下「甲」という）と [REDACTED]（以下「乙」という）は、甲の各施設の食材納入に関し、次の通り契約を締結する。

(総則)

第 1 条 甲は、乙に対し、利用者の給食食材の納入を委託する。

(衛生面の遵守事項)

第 2 条 乙は給食による事故防止のため、従業員の健康管理に努め、納入品の品質管理と衛生管理に万全を期し、誠実に受託業務を遂行する。

(発注と納入)

第 3 条 甲は、乙の作成する注文書に給食食材の必要数量を記入し、指定日までに乙に送付することにより発注する。乙は、発注された給食食材の指定日までに納入する。

第 4 条 乙は、甲の管理者・担当者と給食食材について、定期的に協議し、委託業務の円滑な運営を図る。

(食材の加工)

第 5 条 甲は、食材に特別な加工を依頼することができる。その場合、加工賃は別途「業務委託契約」を締結する。

(納入代金の支払い)

第 6 条 甲は、乙の納入する給食食材の代金を支払う。

第 7 条 乙は、毎月末日をもって納入代金を締切り、翌月 10 日までに請求書をもって請求し、甲は同月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。

(損害賠償)

第 8 条 乙は、給食材料の納入業務及び衛生管理にあたり、甲に損害を与えた場合は、損害賠償の責に任じる。

ただし、甲の責任に帰する場合はこの限りではない。

第 9 条 乙は、この契約により生じた権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(契約の解除)

第 10 条 甲又は乙が、契約期間中に本契約を解除し、又は契約の一部を変更しようとするときは、3ヶ月前までに相手方に申し出、協議するものとする。

ただし、次の事項に該当した場合は、甲は、乙に弁明の機会を与えた後、期間を定め本契約を解除することができる。

- 一、乙が契約を履行しない時
- 二、乙が行政庁の処分を受けた時
- 三、乙が本契約に違反した時

(契約期間)

第11条 本契約の期間は、平成24年12月1日より平成25年3月31日までとする。

ただし、契約期間満了2ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による契約終了又は更改の意思表示がない場合は、同一条件で1年間契約を更新するものとする。以降も同様とする。

(その他)

第12条 本契約の解釈で疑義が生じた場合及び本契約に定めがない場合で、重要な事項は、甲乙協議の上決定する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月1日

甲 鳥取県八頭郡八頭町宮谷123番地
社会福祉法人 やす
理事長 山根英明



乙

鳥取県 [redacted]
株式会社 [redacted]
代表取締役 [redacted]



2-3-19

業務委託契約書

社会福祉法人やず（以下「甲」という）と [REDACTED]（以下「乙」という）とは、食材の加工等について次の通り業務委託契約を締結する。

（業務委託）

第1条 甲が、乙に食材の加工等の委託を依頼することができる。業務委託は、次に掲げる事項とする。

1. 生魚の下処理
2. 冷凍魚のドリップ処理
3. その他使用に適した処理を依頼したとき

（加工賃）

第2条 加工賃は、第1条の処理を行った食材の単価の15%とする。

（加工賃の支払い）

第3条 乙は、業務委託による代金は、「加工賃」として食材費とは別に分けて請求し、甲は乙に支払うものとする。

第4条 支払等については、給食材料費の契約に準じて行うものとする。

（契約期間）

第5条 本契約は平成24年12月1日より平成25年3月31日までとする。
ただし、契約期間満了2ヶ月前まで甲乙いずれからも書面による契約終了又は更改の意思表示がない場合は、同一条件で1年間契約を更新するものとする。以降も同様とする。

（その他）

第6条 本契約に定めのない事項又は疑義を生じる事項については、その都度、甲と乙が協議の上、解決するものとする。

本契約締結の証として、本契約2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月1日

甲 鳥取県八頭郡八頭町宮谷 123 番地
 社会福祉法人 やず
 理事長 山根 英明



乙

鳥取県 [REDACTED]
 株式会社 [REDACTED]
 代表取締役 [REDACTED]



6-3

損害賠償請求金額算定の根拠 (案)

丙社の加工業務の実態

○加工等が行われた品目の年度別内訳 (丙社納品の魚・野菜のみ、他の商品はすべて除いた)

①期間：H18年4月1日～H20年7月31日

手数料：10%

(単位：円、税抜)

年度	品 目		品目 合計
	野菜	魚	
平成18年度	3,055,658	8,274,229	11,329,887
平成19年度	3,168,540	6,410,803	9,579,343
平成20年度	1,857,239	2,342,508	4,199,747
合計	8,081,437	17,027,540	25,108,977

②期間：H20年8月1日～H24年11月30日

手数料：15%

(単位：円、税抜)

年度	品 目		品目 合計
	野菜	魚	
平成20年度	3,122,898	4,245,894	7,368,792
平成21年度	4,738,941	7,846,258	12,585,199
平成22年度	5,153,494	7,880,087	13,033,581
平成23年度	5,065,772	8,492,936	13,558,708
平成24年度	451,996	3,562,575	4,014,571
合計	18,533,101	32,027,750	50,560,851

③期間：H24年12月1日～H25年3月31日

手数料：15% ※加工内容を限定

(単位：円、税抜)

年度	品 目		品目 合計
	野菜	魚	
平成24年度	0	1,638,930	1,638,930
合計	0	1,638,930	1,638,930

当法人が手数料を支払った年度別加工代金

単位：円

年 度	加工代金支払額
18年度	5,384,161
19年度	5,436,386
20年度	3,206,737
21年度	2,258,414
22年度	2,358,329
23年度	2,383,011
24年度	675,069
合 計	21,702,077

・加工、仕分け実態はあり野菜・魚に特定して実態に沿って算出する。手数料率については検証の結果、人件費等からも勘案し妥当と判断し上記の手数料10%と15%を採用する。

今回検証した修正支払金額

・今回検証し協議した加工等について、実態のあった上記の①、②及び③にそれぞれの手数料率を乗じて算出する。事務費については、丙社が実際に要した資料2-2で説明の人件費を採用し、運搬費はガソリン代とし、これを合計して算出する。

- ① 25,108,977円×10%=2,510,897円
 ② 50,560,851円×15%=7,584,127円
 ③ 1,638,930円×15%=245,839円
 ④ 事務費 6,757,245円
 ⑤ 運搬費 (ガソリン代) 235,950円

	2,510,897
	7,584,127
	245,839
	6,757,245
	235,950
合 計	17,334,058

以上より、当法人がすでに支払った手数料から実際に検証した修正支払金額を差引きしその差額を損害賠償請求することを検討している。

支払済金額 21,702,077円－今回検証した修正支払額17,334,058円＝4,368,019円

損害賠償請求予定額 4,368,019円

損害賠償請求予定額については、請求する丙社及び元専務へ、再度、回収方法 (丙社及び元専務の支払方法) も合わせて協議し請求の予定。

理事会議事録

1. 日 時 平成25年11月8日(金) 午前10時10分

2. 場 所 介護老人保健施設すこやか 家族相談室

3. 出席者

理事：山根英明、森本正孝、加藤憲雄、谷口弘幸、平木誠、和田哲也

監事：澤田義昭

4. 協 議

山根理事：本理事会の進行者を諮った。

山根理事：年長者である山根理事により進行する旨の同意を求めた。

◎出席理事全員の承認により山根理事が選定された。

5. 開 会

森本理事：理事総数7名中6名の出席を確認し、定款第9条第5項に基づき、本理事会の開会を宣言した。

6. 前理事長挨拶

山根理事：挨拶を行った。

7. 議長及び議事録署名人の選任

山根理事：定款第9条第4項に基づき、議長の選出を諮った。

谷口理事：経験を踏まえて山根理事の推薦を行う旨の意見があった。

和田理事：経験豊かな前理事長である山根理事が議長をするのが適當である旨の意見があった。

山根理事：改善措置命令を受けた立場であるため行いたくない旨の意見があった。

谷口理事：今後の法人の改善を行うために再度尽力を願う旨の意見があった。

◎出席理事全員の推挙を受け山根理事が議長に選出された。

議長：定款第9条第9項に基づき、議事録署名人の選出を諮り、議長一任を受け、2名を選出し承認された。

議長：山根英明 理事

議事録署名人：和田哲也 理事・加藤憲雄 理事

8. 議 事

議長：議事に入った。

○議長：第1号議案「理事長の互選について」を上程した。

議長：提案理由として、理事長を互選することにつき、定款第5条第2項の定めにより推選を求めた。

山根理事：理事長の就任を拒否する旨の意見があった。

和田理事：山根理事が理事長に就任しないのであれば全理事が辞任する旨の意見があった。

和田理事：当法人のため辞任されては困る旨の意見があった。

◎他の出席理事全員が和田理事の意見に同意する旨の意見があった。

平木理事：社会福祉法人やずを成り立たせるためには、反省すべき点は反省していくべき旨の意見があった。

山根理事：今回の件を受け、更に透明化を図り、法人の立て直しに取り組む旨の意思表示を行った。

山根理事：責任の取り方の一つとして承諾を行った。

●議長：第1号議案の採決を求めた。

出席理事全員の挙手により承認を得て、山根英明理事が理事長に選出された。

○議長：第2号議案「常務理事の選任について」を上程した。

議長：提案理由として、常務理事を選任し法人運営を行うことにつき、定款第5条第3項の定めにより諮る旨の説明を行った。

山根理事長：常務理事として森本理事を指名する旨の説明を行った。

(資料1参照)

議長：質疑を求めた。

意見、質問はなかった。

●議長：第2号議案について採決を求めた。

出席理事全員の挙手により承認を得て、議決された。

○議長：第3号議案「役員報酬規程の改訂について」を上程した。

議長：提案理由として、役員報酬規程の条文の一部に間違いがあるため規程の改訂を行うことにつき、定款第9条第1項の定めにより諮る旨の説明を行った。

議長：提案者に説明を求めた。

森本常務理事：役員報酬規程の改訂内容について説明を行った。

(資料2参照)

議長：質疑を求めた。

平木理事：過去の施設長兼人理事の取扱いについて質問があった。

山根理事長：退職金共済における施設長の取扱いについて質問があった。

澤田監事：職員でないなら共済加入はできない旨の意見があった。

○議長：第5号議案「(株)との不動産賃貸借契約の変更について」を上程した。

議長：提案理由として(株)と平成23年3月1日付で締結している不動産賃貸借契約の変更を行うことにつき、定款第9条第1項の定めにより諮る旨の説明を行った。

山根理事長：県の指摘にもある土地の項目に対し土地鑑定評価により現契約金額の7割相当となり全体で28万円、建物部分を使用するまでは14万円の覚書を交わす旨の説明を行った。

議長：質疑を求めた。

平木理事：八頭町の評価額について質問があった。

森本常務理事：調べてない旨の説明を行った。

平木理事：鑑定士だけでなく八頭町の評価額も比較し、考慮すべき旨の意見があった。

森本常務理事：(株)との協議において、現契約書の内容を覚書で変更することにつき了解を得ている旨の説明を行った。

森本常務理事：今後は弁護士にも意見を伺いながら、更に協議を行いつつ最良のものにしていく旨の追加説明を行った。

山根理事長：抜本的な解決にはならないが(株)とは契約金額の減額で合意しており、覚書により変更を締結したい旨の意向を示した。

森本常務理事：覚書(案)は作成しており、後日締結する旨の説明を行った。

議長：再度、質疑を求めた。

他に意見、質問はなかった。

●議長：第5号議案について採決を求めた。

出席理事全員の挙手により承認を得て、議決された。

9. その他

議長：「その他」を上程した。

議長：理事及び事務局に質問・意見を求めた。

○山根理事長：独立行政法人福祉医療機構の保証人を山本前常務理事から森本常務理事に変更承認申請することについて報告した。

●出席理事全員の承認を得た。

○山根理事長：山本前常務理事の退任に際し、14年間常勤の理事として法人運営に携わった功績により役員退任慰労金規程第5条にある役員退任慰労金の特別加算を行うことについて諮った。

澤田監事：役職員の責任を追及されている最中に加算は不適切である旨の意見があった。

山根理事長：役員退任慰労金規程により退任慰労金は月1万円を積み立てている旨の説明を行った。

澤田監事：本来であるなら減額すべき旨の意見があった。

山根理事長：法人の現状を加味し、役員退任慰労金規程による退任慰労金のみ支給にとどめる旨の説明を行った。

●出席理事全員の承認を得た。

○山根理事長：理事長就任を受け、役員報酬の減俸を年度末まで継続する旨の提案を行った。

平木理事：改善措置命令の関連事項が決着するまでも良い旨の意見があった。

山根理事長：平成26年3月末まで継続する旨の説明を行った。

●出席理事全員の承認を得た。

○山根理事長：山本前常務理事について、業務の引き継ぎと業務改善措置命令の対応として業務的臨時雇用契約を交わし、業務役として森本常務理事の補佐を行う旨の報告を行った。

和田理事：臨時やパート職員でなく嘱託職員とすべき旨の意見があった。

山根理事長：1日●時間、時給●千円で●間(状況に応じ延長もある)の契約内容となっている旨の説明を行った。

●出席理事全員の承認を得た。

○平木理事：森本常務理事の補佐役を置くなど本部機能の充実を図るべき提案があった。

岸本会計課長：本部全体の統制を取れる方が必要である旨の意見があった。

平木理事：部分的でなく長期的な新体制を整えるべき旨の意見があった。

山根理事長：今後検討を行う旨の意向を示した。

議長：再度、質問・意見を求めた。

他に理事及び事務局からの提案等はなかった。

以上で本日の全議案が終了。議長は午後0時45分閉会を宣言し解散となる。

定款第9条第9項により、以上の議事の内容を記録し、これを証するために署名・押印する。

社

平成25年11月8日

議長

山根英明



議事録署名人

和田哲也



議事録署名人

加藤憲雄



拝
ご
だ

社会福祉法人「やず」に係る鳥取県介護基盤緊急整備事業の検証結果について

平成 25 年 12 月 13 日
行政監察・法人指導課
長 寿 社 会 課

県が八頭町を通じて社会福祉法人やず（以下「法人」という。）に交付した鳥取県介護基盤緊急整備事業補助金に係る補助事業の執行状況を検証しましたので、その結果及び今後の対応について報告します。

1 事案の概要

平成 21 年度（22 年度へ繰越）に、法人が実施した小規模多機能型居宅介護事業所（八頭町北山）の整備において、本補助金（26,250 千円、財源：国 10/10）が、本来、充当されるべき工事請負費ではなく補助対象外経費である入浴・厨房関係備品に充当されていた。

2 補助事業の執行状況に係る検証結果

(1) 県

ア 補助金交付に係る審査

- 補助金交付申請前の法人からの相談により、法人が他の補助金（鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業補助金）との併用を検討していることを把握していた事実はある。
- しかし、実際に町から県に提出された交付申請書には、様式上、他の補助金（緑プロ）との併用に係る記載欄がなかったため、整備計画の内容、市町村整備計画との整合性、補助金の内訳、町予算の状況等を書類により審査した結果、補助金は施設本体の工事請負費に充当されるものと考え、県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第 6 条及び第 8 条に則り交付決定事務を行った。
規則上の求めはないが、他の補助金（緑プロ）との併用について、町へ一歩踏み込んで確認すべきであった。
- 工事完了時に、規則第 15 条により市町村等が補助事業者の場合、市町村等が完了検査を行うことと定められており、町の完了検査の写しを確認した。
- 補助金実績報告時に、他の補助金（緑プロ）が併用されていること、請負額（特殊浴槽、厨房機器）に補助金を充当している事実を把握したが、事業の実施結果、補助金の内訳、町予算の状況、町の完了検査の結果等を書類により審査した結果、報告内容は適正なものと考え、規則第 18 条に基づき補助金の額を確定した。
工事設計内訳書等による裏付けを求めるなど、規則、補助金交付要綱等（以下「規則等」という。）で定める範囲の書類を超えて、関係する書類の確認を行うべきであった。

イ 関係部局との連携

- 規則等での定めはないものの、実際には他の補助金（緑プロ）が併用されているため、一歩踏み込んで関係部局（農林水産部）と連絡調整を行うべきであった。

(2) 八頭町

ア 補助金交付に係る審査

- 補助金交付申請前に、法人が他の補助金（緑プロ）との併用及び設備費（厨房機器・入浴機器等）への補助金の充当を検討していることを把握していた事実はある。
- 補助金交付申請時に、法人から提出された申請書により、他の補助金（緑プロ）との併用を把握していた。この補助金は、他の補助金と併用が可能と認識していたため、申請そのものは適切として交付決定を行った。
- その後、町福祉部局担当者の異動があり、新担当者は、法人からの工期変更届提出時に同法人の施設整備担当者から、「（緑プロは、）県産材購入を含む経費の補助である。」という説明を受け、併用された他の補助金（緑プロ）の補助対象経費を木材代（材料代）と誤って理解した結果、本補助金は工事請負費と考え、当該理解のもと完了検査を行い、建物の完成状況のみを確認し、補助金の額を確定した。

イ 関係部局との連携

- 法人が他の補助金（緑プロ）を併用している事実を把握していたが、町農林部局との連絡調整が不十分で、それぞれの補助金について補助対象経費に何が充当されているのかまで確認がなされていなかった。

3 検証結果を踏まえた総括

- 補助対象外の備品に補助金が充当されたことで、町を通じて法人に補助金を返還させることは、結果として県民の皆様の信頼に応える業務を行うことができなかつたものであり、真摯に反省する。
- 本件を反省し、今後は補助金交付に係る審査体制の強化（とりわけ事業内容の不明な点について、自らで解釈・判断するのではなく、申請者に改めて確実に確認することの徹底）、市町村や庁内関係部局との連絡調整を徹底するなど事務処理の改善を図り、二度とこのような事案を生じることがないように努めていく。

4 今後の対応

今後、このような不適切事案を生じることがないように、次のとおり事務処理の改善を図ります。

① 補助金交付に係る審査体制の強化

- 市町村や事業主体との協議内容等について、組織内での情報共有を徹底し、協議内容等が交付申請・実績報告に反映されているかチェックし、必要に応じて現場に赴く、追加資料を要請するなど、事業内容の不明な点について、自らで解釈・判断するのではなく、申請者に改めて確実に確認することとし、適切な補助金交付事務を徹底します。

② 市町村及び庁内関係部局との連絡調整を徹底

- 市町村との連携を密にし、事業主体との事前相談、交付申請、実績報告等の各段階で問題点等の把握に努めるとともに、関係部局間で協議・指導事項等について積極的に連絡調整を行い、情報を共有することを徹底します。
- 複数の補助金が活用されることが予め把握できるよう申請書等の様式を改善するとともに、庁内関係部局と連携して申請書等の内容について確認を行います。

③ 関係規程の見直し

- ①、②の点について、関係通知等の見直しにより、実効性を担保します。

④ 町による再発防止

- 町に対して、県の常任委員会、議会で議論された内容を報告し、再発防止に取り組んでいただくようお願いいたします。